

令和4年第5回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和4年5月10日(火) 18時00分～18時45分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 麻生 秀喜(教育長)

出席委員 平位 秀敏(職務代理者) 家永 由里子(委員)

處 愛美(委員) 古賀 公彦(委員)

事務局 井上 理恵(学校教育課長) 山崎 穰(生涯学習課長)

田中 晃詞(指導主事) 河内 真一(教育総務係長)

諸般の報告 (1) 教育委員の就任について

議 事 議案第21号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第22号 うきは市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第23号 うきは市立小中学校共同実施組織運営及び事務処理規程の一部を改正する訓令について

議案第24号 うきは市立小中学校事務共同実施協議会設置要綱の一部を改正する訓令について

協議事項 (1) 委員会委員の選出について

報告事項 (1) 区域外就学について

(2) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和4年3月末月例報告)について

(3) 教育委員会学校訪問の日程について

教育長	ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。 会議の日程は本日限りといたします。 本日の議事録署名者には、家永委員を指名いたします。 諸般の報告について何かありましたら事務局お願いします。
事務局	處委員について引き続き就任いただくこととなっており、任期は令和4年5月24日から令和8年5月23日です。

<p>教育長</p>	<p>新型コロナウイルス関連についての報告ですが、中学校や保育園で感染が広がっており、吉井中の3学年を5月7日から11日までの土日を含めた5日間学年閉鎖し、オンライン学習を実施しております。それでは議案について、事務局お願いします。</p> <p>議案第21号 うきは市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p>
<p>事務局</p>	<p>教育総務係と学事係の分掌事務を現状に合わせて改正するものです。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。</p>
<p>全委員</p>	<p>賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>次の議案について、事務局説明をお願いします。なお、議案第22号から議案第24号については関連しているため合わせて説明を求めます。</p> <p>議案第22号 うきは市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第23号 うきは市立小中学校共同実施組織運営及び事務処理規則の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第24号 うきは市立小中学校事務共同実施協議会設置要綱の一部を改正する訓令について</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第22号から議案第24号については、令和4年10月から学校共同事務室を実施するために改正するものです。学校事務の共同実施から共同学校事務室への制度化について、法的な背景としまして平成29年に2つの法改正があります。学校教育法の改正では、事務職員の職務規定の変更があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、共同学校事務室の制度化として、第47条の4において教育委員会は、規則に基づき、複数の学校事務を共同処理する共同学校事務室を設置することができ、室長及び必要な職員を置くと規定されました。共同学校事務室によって期待される効果としては、①事務職員による事務の実施による円滑かつ適正な事務処理の実施、②学校の事務職員が事務を共同処理することによる、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など事務処理の更なる効率化及び質の向上</p>

が実現するものと考えています。

議案第22号の改正の主な点は第14条に共同学校事務室設置校を追加、第15条の2においては、現行の「共同実施グループ」を「共同学校事務室」に改め、「うきは市立小中学校事務共同実施協議会」については、議案第24号において「うきは市小中学校共同学校事務室運営協議会」に改めることとしています。また、第2項から第5項までを追加し、共同学校事務室の室長及び職員、事務の内容等について定めています。なお、改正後の第1項と第6項中、「別に定める」とあるのは、議案第23号「うきは市立小中学校共同事務組織運営及び事務処理規程」において定めています。

議案第23号の改正は題名を変更し、「共同実施組織運営」を「共同学校事務室の組織、運営」に改めています。これは、福岡県の改正案に沿って変更するものです。次に条文中、「市内全ての小中学校で構成される共同実施グループ」や「共同実施グループ」については、議案第22号の「うきは市立小中学校管理規則」に基づき、「共同学校事務室」としています。第3条において、共同学校事務室の拠点として浮羽中学校を設置校にしています。また、現行の「共同実施主任」については「共同学校事務室長」とし、第4項において、設置校の校長は、共同学校事務室を監督することとしています。

第4条では室長の職務を、第5条では室長の専決事項を定め、扶養手当、住居手当の確認についても室長の専決事項としています。第6条第2項において、「県教育委員会への内申」について「県教育委員会から同意を得るもの」としていますが、これについても福岡県の改正案に沿って条文を変更するもので、内容としては変わりません。第7条では「グループ内学校」を「各学校」と変更し、出張の場合は共同学校事務室及び各学校への出張としています。

議案第24号の改正は題名において、「うきは市立小中学校事務共同実施協議会」を、「うきは市小中学校共同学校事務室運営協議会」に改め、共同学校事務室が業務を円滑に実施できるよう運営の支援を行うため、協議会を設置するものです。こちらについても、福岡県の改正案に沿って変更するものです。次に、第2条では、協議会の構成として、「担当職員」を「学事係長」に変更し、条文中「グループ校」とあるのは「各学校」と改め、教頭代表については各学校の校長が構成員として全員入っているため削除しています。次に第3条第3号については、第1号で「会長は校長代表」としており、会長は共同学校事務室を総括することとしています。なお、校長代表は設置校校長と考えています。第5条については、「共同実施主任」を「共同学校事務室長」と改めるものです。

なおそれぞれ令和4年10月1日から施行することとしています。

教育長

事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

C委員	今回の改正の目的は学校事務の合理化を図るということですか。
事務局	事務の合理化もそうですが、備品等の一括購入によるコストの削減等の効果も期待できます。
C委員	国の方から取り組むように通達があっているものですか。
事務局	そうです。
A委員	若い職員にとってOJTはメリットがあるものであると考えます。
D委員	共同で実施していくものと各校で実施していくもののイメージが沸きづらいのですが、こういったものがありますか。
教育長	イメージとしては、各校で行っていた事務でスケールメリットが期待できるものを共同化するといったものと、OJTのバックアップをしていくことを考えております。
A委員	共同化することで今後事務職員の人員削減を想定しているのですか。
事務局	共同学校事務室の設置が学校職員の人員削減につながることはないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保することと規定されていますので人員削減の想定はしておりません。
教育長	他に何かご意見・ご質問はありませんか。なければ承認を求めます。
全委員	賛成【※議案第22号～議案第24号まで全てに個別に議決を求め、全てに賛成であった】
教育長	協議事項について、事務局お願いします。
事務局	うきは市健康づくり推進協議会委員について、令和4年度から令和5年度の任期の委員を選出する必要があります。現在は處委員にお願いしていました。
教育長	事務局より説明がありました、處委員がよろしければ継続をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

全委員	異議無し
教育長	報告事項について、事務局お願いします。
事務局	<p>報告事項（１）区域外就学について1件の申し出があっており、国立・私立学校への就学に伴うもので承認しています。報告事項（２）児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査について小学校はいじめ認知件数は1件、内容はいやなことを言われたというものです。不登校兆候は2校で7名、不登校は5校で20名でそのうち2名が解消傾向となっております。中学校はいじめ認知件数は0件。不登校兆候は20名、不登校は58名でその内37名が解消傾向となっております。報告事項（３）教育委員会学校訪問の日程について別紙のとおりとなっております。</p>
教育長	<p>学校訪問については昨年度同様新型コロナ対策のため規模縮小、時間短縮で実施します。その他について、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>その他の（１）行事予定表により5月の主な行事予定を説明。</p>
教育長	<p>全ての審議が終了しましたので、第3回教育委員会を閉会いたします。</p> <p>次回 定例教育委員会開催日程</p> <p>6月2日（木）18時00分～</p> <p>うきは市役所 西別館 第1会議室</p>